

市町村

令和6年度 県民のための

交通災害共済

自転車 車

* 歩行者の単独事故

歩行者の単独事故

備えあれば 憂いなし



掛金年額

おとなも子どもも

400円



大きな保障 見舞金 2万円～110万円

ケガの通院 **1日からでも保障!** 少ない **掛金**

※ 歩行者の単独事故(歩行中の転倒など)や歩行者同士の事故は対象になりません。

加入申込み受付

令和6年 **6月3日** から

※金融機関での申込み受付は**9月30日(月)**までです。

共済期間

令和6年 **8月1日** 令和7年 **7月31日**

※加入受付日が8月1日以後の場合は受付日の翌日の00:00からとなります。

お近くの金融機関の窓口で加入できます。

(10月1日以降はお住まいの市町村の市役所または町村役場の窓口で加入できます。)

お問い合わせは

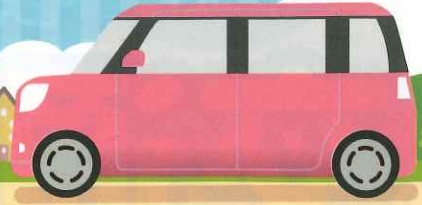
滝沢市役所 市民環境部 防災防犯課
岩手県市町村総合事務組合

☎019-656-6508

☎019-622-6279

URL <https://www.sougoukumiai.morioka.iwate.jp/>

万一の交通事故に備え 家族そろって加入しましょう



交通災害共済とは

皆さんがわずかな掛金を出し合い、交通事故でケガをしたり、死亡したとき、被災者やその家族にすばやく救済の手を差し伸べる“みんなのため”の相互扶助制度です。ほかの保険・共済制度から給付があっても、関係なく見舞金をお支払いします。



加入できる方

岩手県内の市町村に居住し、住民基本台帳に登録している方なら、赤ちゃんからお年寄りまでどなたでも加入できます。また、岩手県内の住民基本台帳に登録されていない方でも、就労又は大学等での修学のため、岩手県外に居所を移し、岩手県内の家族と生計を一にしている場合(生活費、学費が常に送金されている場合)は加入できます。

ただし、加入は一人一口で、重複して加入することはできません。



共済見舞金の

対象となる交通事故

道路(一般公道及び※一般交通の用に供するその他の場所)上での自動車、バイク及び自転車などの交通に伴う事故に限ります。

※現に不特定多数の車両及び人が自由に通行することができ、少なくとも道路的功能を有する場所で、具体的には、広場、公園、学校の校庭及び神社境内等で客観的に一般交通の用に使用されている場所をいう。

- 例 ●自動車運転中に他車と衝突した。
●バイク運転中にガードレールに衝突した。
●自転車運転中にバランスを崩して転倒した。
●横断歩道横断中に自動車にひかれた。等

加入申込み

令和6年6月3日から9月30日までの間は、岩手県内の金融機関(裏面をご覧ください。)から加入申込みをすることができます。また、令和6年10月1日からは、住民基本台帳登録をしている市町村から加入申込みをすることができます。なお、市町村からの加入申込みの場合、家族が他の市町村の住民基本台帳に登録されているときは、その家族は、登録されている市町村から加入することとなります。

共済期間

8月1日～翌7月31日
(00:00 から) (24:00 まで)

ただし、加入申込み受付日が8月1日以後の場合は受付日の翌日の00:00からとなります。
他の都道府県に転出した場合でも、共済期間中は有効です。

掛金

掛金は、「おとな」も「子ども」も、

年額1人 **400円**です。

共済見舞金の

対象とならない事故

歩行者の単独事故(歩行中の転倒など)や歩行者同士の事故は交通事故に該当しないことから、共済見舞金の対象にはなりません。なお、車いす(電動車いすを含む。)や歩行補助車は歩行者と同じ扱いになり、補助車付き自転車は軽車両に該当しないため、対象にはなりません。

- 例 ●歩行中につまずいて、転倒した。
●自転車を押して歩行中にバランスを崩して転倒した。
●停車中の自動車から降りる際に足を滑らせ転倒した。
●電動車いす(いわゆるシニアカー)運転中に転倒した。
●小児用三輪車に乗っていて転倒した。等

■ 共済見舞金の支払

共済見舞金の金額は、下の表のとおりです。

交通災害の程度	共済見舞金額
死亡	1,100,000円
自動車損害賠償保障法施行令における第1級、第2級の後遺障害又は身体障害者福祉法施行規則における1級の身体障害	1,100,000円
傷害	入院 1日につき 2,000円
	通院 1日につき 1,000円

※ 傷害の見舞金は20,000円(最低保障額)から300,000円(最高限度額)までの範囲で、入院や通院の日数に応じた金額をお支払いします。

※ 加入者の無免許又は酒気帯び運転(その事実を知らずながら同乗した場合を含む。)や故意、犯罪行為中の事故、天災(地震、暴風雨等)に直接起因した事故の場合は、見舞金の全額をお支払いできません。

※ 警察に交通事故の届出をしていない場合は、見舞金を減額することがあります。

■ 見舞金の支払事例

見舞金のお支払い事例を、ご紹介します。

歩行中、自動車にはねられて、60日間入院後、150日間の通院治療を受けた。

入院分 2,000円×60日=120,000円

+ 通院分 1,000円×150日=150,000円

合計 270,000円

見舞金の額 **270,000円**

自転車で走行中にバランスを崩して転倒し、1日間の通院治療を受けた。

通院分 1,000円×1日=1,000円

見舞金の額 **20,000円**

※最低保障額 20,000円に満たないので、20,000円となります。

通院1日でも
20,000円
(最低保障額)を
お支払いできます。



■ 共済見舞金の請求方法

提出書類は、下の表のとおりです。

提出書類	傷害	障害	死亡
共済見舞金請求書	○	○	○
加入者証	○	○	○
交通事故証明書			
交通事故申立書 ※交通事故証明書を添付できない場合	○	○	○
診断書	○		
障害診断書		○	
死亡診断書又は死体検案書			○
戸籍謄本		△	○
生計同一関係申立書			△
委任状		△	△
印鑑登録証明書		△	△

共済見舞金の請求は、お住まいの市町村の市役所または町村役場で手続きをしてください。請求書、診断書などの用紙は、市役所、町村役場の窓口にあります。

※交通事故証明書交付申請手数料及び診断書料などは、請求者の自己負担となります。また、交通事故証明書及び診断書は、保険会社等において自賠責保険等の請求に使用したものの写しに**原本と相違ない旨が付記されたもの**(診断書につきましては、受傷年月日、受傷原因、入院期間、通院日等が明記されている必要があります。)に代えることができます。

※△印のものは、場合によっては必要となる書類です。

※左表に掲げるもの以外の書類の提出を求めることがあります。

■ 共済見舞金の請求期間

請求できる期間は、**事故にあった日から2年以内**です。また、共済見舞金の請求をされていない方は、忘れずに請求手続きをください。

共済見舞金の対象となるか疑問な方は、お住まいの市町村の市役所または町村役場までお問い合わせください。

交通遺児等年金の支払

この共済に加入している父母が、交通事故で死亡または第1級、第2級の後遺障害、1級の身体障害に該当したときは、その父母と生計を共にしていたお子さん（日本国内に居住するものに限る。）に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、年額60,000円を3月と9月の年2回に分けて、お支払いします。



年額 **6万円**



●見舞金等の支払状況●

令和5年度は、16万6千人の県民の方が加入しました。

そのうち、不幸にも交通事故に遭われた443人の方々に、見舞金、遺児等年金合わせて総額2,832万円をお支払いしています。



※収支状況は当組合のHPをご覧ください。
<https://www.sougoukumiai.morioka.iwate.jp/kousai2.html>

金融機関窓口からの加入手続き

右の表に掲げる金融機関の**岩手県内に所在するすべての店舗**で加入申込みを受け付けています。金融機関の窓口で加入手続きをされる方は、加入申込書(各金融機関窓口にもあります。)に、加入される方全員の氏名・住所等を記入して、掛金とともに金融機関の窓口に提出してください(ATMからの振込みはできません。)

- 金融機関窓口の加入申込取扱期間は、**令和6年6月3日から9月30日まで**です。
- お住まいになっている市町村以外にある店舗からでも加入できます。
- 加入申込みの手数料はかかりません。
- 市役所や町村役場の窓口からと、金融機関窓口からとの二重加入は**できません**ので、あらかじめご注意ください。

令和6年10月1日からは、お住まいの市町村の市役所または町村役場の担当課の窓口で加入申込みを受け付けます。

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
信用金庫
岩手県信連
農業協同組合
東北労働金庫
ゆうちょ銀行
郵便局
東日本信漁連



加入申込みや見舞金の請求手続きなど、
くわしいことは、
市役所、町村役場の担当の窓口におたずねください。

昨年加入いただいた方は、今年の7月31日で共済期間が終了しますので、新たに加入手続きをお願いします。

※「加入申込書」に記入いただいた内容は、「共済見舞金、遺児等年金」の支払目的のみに使用するもので、その他の目的に使用したり外部に公表することは一切ありません。